

## 令和 8 年度西予市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

### 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市が障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という）の調達を計画的に推進するための方針を定めるものである。

なお、本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 2 適用範囲

この方針は、すべての市機関（出先機関を含む。）が発注する物品等の調達について適用する。

### 3 対象施設

この方針の調達の対象となる施設は、次のとおりとする。

#### （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

#### （2） 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定を受けた特例子会社の事業所

イ 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する重度障がい者多数雇用事業所（※）

※重度障がい者多数雇用事業所の要件

① 障がい者の雇用数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- イ 在宅就業障がい者等に対する援助の業務等を行う団体

4 優先調達対象品目

調達を推進する物品等の品目は次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 加工食品(パン、菓子類、弁当等)
- イ 農作物(花苗類、野菜類等)
- ウ 繊維製品(雑巾、袋等)
- エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 清掃(清掃、除草作業等)
- イ 印刷(チラシ、封筒等)
- ウ IT 関連(テープ起こし、データー入力、動画編集等)
- エ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達推進のための具体的な方策

(1) 推進体制の整備

福祉事務所福祉課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報及び市が発注を希望する物品、役務についての情報を収集し、必要に応じて、障がい者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。

(2) 随意契約を活用した発注促進

障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

(3) 障がい者就労施設等への配慮

障がい者就労施設等に対して、規格や仕様を可能な限り明確化し、必要な調達情報について懇切丁寧に説明するとともに、納期の設定や発注方

法など障がい者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。

(4) 共同受注窓口の活用

市と障がい者就労施設等との間の物品の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口を介した調達の推進に努める。

6 調達実績の公表

会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

7 調達目標

令和8年度の物品等の調達目標額は、4,588,000円とする。

8 調達方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に資するよう、必要に応じて、調達方針の見直しを行う。